

# 財団法人北海道体育協会 加盟団体規程

第1条 この規程は、財団法人北海道体育協会（以上「本会」という。）定款第9条による加盟団体に関することを定める。

第2条 加盟団体は、本道におけるアマチュア・スポーツを各競技別に総括代表する唯一の団体（加盟競技団体）、市町村のアマチュア・スポーツを総括代表する唯一の団体（加盟地方団体）及び学校体育を総括代表する唯一の団体（加盟学校体育団体）でなければならない。

第3条 加盟団体は、毎年度事業終了後1ヶ月以内に、その年度の事業報告並びに決算書を、また、年度始めに、事業計画書及び収支予算決算書を提出しなければならない。

第4条 加盟団体は、本会定款第11条第1項により、理事会で定めた負担金、登録料、参加料及びその他の拠出金等を納めなければならない。

第5条 加盟団体は、会則その他提出書類に変更があった場合は、直ちにその旨を届け出なければならない。

第6条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者より下記の書類を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約又は規程
- (3) 組織一覧表
- (4) 前年度事業概況及び収支決算書
- (5) 当該年度事業計画書及び収支予算書
- (6) 役員表

第7条 加盟承認を得た団体は、直ちに本会定款第11条第1項による負担金を納付しなければならない。

第8条 加盟団体が脱退しようする場合は、理事会の承認を受けなければならない。

第9条 一旦納付した負担金、拠出金その他の納入金は、いかなる理由でも返戻しない。

第10条 加盟地方団体は、各支庁の地域区分を単位として、地方体育協会連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置することができる。ただし、札幌市については、地方体育団体を連絡協議会とみなす。

第11条 連絡協議会は、アマチュア・スポーツの普及振興について、本会と密接なる連携の下に、地域内各地方体育協会の共通問題の協議と連絡協調にあたり、また、必要に応じ、競技会、講習会その他の事業を実施することができる。

第12条 連絡協議会は、その事務所及び役員の氏名を年度始めに、変更のあったときはその都度届出なければならない。

第13条 この規程の変更は、理事会の承認を受けなければならない。

附 則  
この規程は、昭和 4 2 年 8 月 2 6 日から施行する。

附 則  
この規程は、昭和 4 8 年 7 月 2 4 日から施行する。

附 則  
この規程は、昭和 5 0 年 4 月 1 9 日から施行する。

附 則  
この規程は、昭和 5 0 年 6 月 1 4 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 1 2 月 2 2 日一部改正）  
この規程は、平成 1 2 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 7 日一部改正）  
この規程は、平成 1 8 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 2 8 日一部改正）  
この規程は、平成 2 0 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則  
この規程は、平成 2 1 年 6 月 3 0 日から施行する。